

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員 和田内 幸 三  
同 金 原 博  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別 紙)

障 福 第 2 6 8 8 号  
平成25年12月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
補助金の交付事務において、適正を欠くものがありました。 補助事業の執行にあたっては、適正な審査確認を行うとともに、補助事業団体に対して的確な指導を行い、今後、このようなことがないように十分注意してください。	障害保健福祉課	指摘のあった事項につきましては、今後、補助事業の執行の審査確認を確実に行うとともに、補助事業団体に対する補助事業の執行についての的確な指導を徹底します。 なお、指摘を受けた補助事業団体に対する補助金については、既に、交付決定を取り消し、返還させております。

発松第132号  
平成25年12月11日

石川県監査委員様

社会福祉法人 松寿園  
理事長 伊藤貞之

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
補助事業の執行において、適正を欠くものがありました。 適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないように十分注意してください。	社会福祉法人 松寿園	ご指摘のありました事項につきましては、今後、このようなことがないように、補助事業について、法人として組織的に執行管理する体制をしっかりと整備し、これに基づいて適正な会計処理を行うこととしました。 なお、ご指摘のありました補助金につきましては、平成25年11月14日に返還しました。

第佛発-10号  
平成25年12月13日

石川県監査委員様

社会福祉法人 佛子園  
理事長 雄谷良成

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>補助事業の執行において、適正を欠くものがありました。</p> <p>適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないように十分注意してください。</p>	<p>社会福祉法人 佛子園</p>	<p>ご指摘のありました事項につきましては、今後、このようなことがないように、補助事業について、法人として組織的に執行管理する体制をしっかりと整備し、これに基づいて適正な会計処理を行うこととしました。</p> <p>なお、ご指摘のありました補助金については、平成25年11月13日に返還しました。</p>